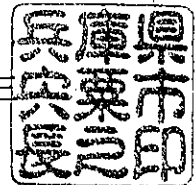


宍企総第583号

令和2年11月11日

宍粟市特別職報酬等審議会会長 様

宍粟市長 福元 晶 三



宍粟市特別職等の期末手当支給割合について（諮問）

宍粟市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、市長、副市長及び教育長並びに議会議員の期末手当支給割合について、貴審議会の意見を求めます。

記

◆特別職の給料等の額及び期末手当支給割合（現行）

市長、副市長及び教育長の給料額及び期末手当支給割合	市長	880,000 円	6月：2.05か月 12月：2.15か月
	副市長	712,000 円	
	教育長	638,000 円	
市議会議員の報酬額及び期末手当支給割合	議長	448,000 円	6月：2.05か月 12月：2.15か月
	副議長	370,000 円	
	議員	346,000 円	

◆諮問の趣旨

市長が特別職の給料及び議会議員の報酬条例を市議会に提出する場合は、特別職報酬等審議会の意見を聴くこととなっており、直近におきましては、昨年度に審議会を開催し、現行の額・期末手当支給割合を据え置くことが適当であるとの答申を受けております。

今回の審議会では、令和2年人事院勧告において期末手当支給率を0.05か月分引き下げる改定が行われたことを受け、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当支給割合を人事院勧告に準じ改定することの是非につきまして、ご審議いただきますようお願いいたします。